

**第3回登別市総合計画第4期基本計画市民自治推進委員会
防災・環境部会 議事録**

●開催日時 : 令和6年9月25日(火) 18時30分～19時40分

●開催場所 : 市役所 第1委員会室

●出席者

副部会長	二宮重樹
部会員	藤崎信雄
庁内検討委員	部会長:土門和宏 副部会長:菅野 淳 部会員:田中弥寿雄 今 辰徳 下沢亮一 松崎陽祐
事務局	企画調整G:近間聡史 服部将大 市民協働G:大内拓海 新関麻亜子

●欠席者

部会長	桜井勇氣
部会員	遠藤 潤 坂東百合子 小和田奈々 上野 大

◆議 題 : ①協議テーマ「温暖化・循環型社会」の振り返り
②第4期基本計画の体系図について
協議テーマ:「快適なまちづくり・環境教育」

◆配布資料:

【防災・環境部会】

議題1 協議テーマ「温暖化・循環型社会」の振り返りについて

(副部会長)

本日は、お忙しいところご出席いただきありがとうございます。

本日は、部会長が欠席となりますので、副部会長が議事進行を務めさせていただきます。

それでは、議題(1)「協議テーマ「温暖化・循環型社会」の振り返り」についてですが、8月22日に開催されました本部会にて、事務局よりお示しいただいた第4期基本計画体系図の素案の協議テーマ「温暖化・循環型社会」に関する体系図の文言等

の設定について協議し、さまざまなお意見をいただきました。

皆様のご意見については、事務局の方で持ち帰り、市の庁内検討委員会で体系図等にどのように落とし込んでいくかなど協議していただいています。

その協議結果について、事務局でまとめているとのことですので、説明をお願いします。

(事務局_企画調整G)

8月22日に開催されました本部会にて、皆さんからいただいた意見等を踏まえた協議結果について、事務局より説明いたします。

体系図の文言については、修正なしとして皆さんに承認をいただいておりますが、皆さんからいただいたご意見や市の庁内検討委員会で協議した結果、体系図の文言等について、大きく3箇所変更しております。

変更した内容について、関係部署である環境対策グループより説明いただきます。

(庁内委員_環境対策G)

前回お示した体系図では、基本的な方向2「省資源・省エネルギー対策の推進」、基本的な方向3「再生可能エネルギーの導入の推進」としていましたが、どちらも地球温暖化対策の推進に資するものであるため、基本的な方向1「地球温暖化対策の推進」に紐付く、主要な施策②と③とするように整理しました。

次に、施策II－基本的な方向1－主要な施策「①ごみの排出抑制の普及啓発とその実践強化」としていましたが、他の体系図の文言と整合性を図り、「強化」という文言を削除しています。

次に、施策II－基本的な方向2－主要な施策「②ごみ処理施設の適正な維持管理の推進」としていましたが、「一般廃棄物処理施設」を「ごみ処理施設」という文言としていましたが、主要な施策③では「産業廃棄物処理場」という文言を使用しているため、わかりやすい表現とするために、主要な施策「②一般廃棄物処理施設の適正な維持管理」に修正することとしています。

(事務局_企画調整G)

続きまして、「主要な施策の考え方」についてですが、第1節－施策I－基本的な方

向1－主要な施策「①温室効果ガスの排出抑制の普及啓発とその実践」における主要な施策の考え方についてですが、各地域における具体的な取組内容に関する記載や具体的な例をあげるといったわかりやすい表現で記載するのはどうかという意見、第3期基本計画の期間中においては温暖化対策に対する考え方が大きく変化しており、市としてゼロカーボンシティへ挑戦を宣言していることから、それらに関する具体的な内容を記載するのはどうかという意見がありました。

「主要な施策の考え方」の具体的な文案につきましては、市民自治推進委員会の皆さんの協議結果や第3期基本計画策定後の社会情勢の変化、今後10年間の展望を踏まえて、2月以降に市の庁内検討委員会で検討し、策定するものとなります。

そのため、今回お示しするものにつきましては、8月22日の部会でいただいた皆様のご意見や庁内検討委員会で協議した結果を踏まえ、関係部署でまとめた現時点での考え方の案となります。

先ほども申し上げたとおり、考え方の最終案をまとめる作業については2月以降に庁内検討委員会で検討し、進めることとなります。

それでは、今回お示ししている主要な施策の考え方の案について、関係部署である環境対策グループより説明いただきます。

（庁内委員_環境対策G）

本市においては脱炭素化に向け、電気自動車の導入や個人向け支援制度の実施等の取組を進めている内容について記載する案としています。

また、広報紙や市公式ウェブサイト等により脱炭素に関する情報を発信し、環境にやさしい生活様式や実践活動の普及啓発を図っていきたい内容を記載する案としています。

具体的な事務事業は主要な施策の考え方のさらに下に紐付くものであり、第4期基本計画の中では事務事業の内容も変わるため、考え方の記載内容はそれらに対応できるようなものとしています。

（事務局_企画調整G）

次に、基本的な方向2－主要な施策「①省エネルギー行動の普及啓発とその実践」における主要な施策の考え方についてですが、広報紙等による普及啓発や意識啓発に

加え、省エネ家電の買い換え等への支援を実施していることを踏まえた内容を記載してはどうかという意見がありました。

ご意見等踏まえた協議の結果について、関係部署である環境対策グループより説明をお願いします。

(庁内委員_環境対策G)

現在は、省エネ家電等の買い換え補助に関する取組を実施しています。

今後、本事業を継続しているか、あるいは別の事業として実施しているか、どちらでも紐付くような広義な記載内容の案としています。

(事務局_企画調整G)

次に、基本的な方向3－主要な施策「①再生可能エネルギーの利用の普及啓発とその実践」における主要な施策の考え方についてですが、太陽光発電の整備に併せて自然環境保全に対する取組を進めてほしいという意見、本市の特色でもある温泉熱を利用した再生可能エネルギーの取組を進めてほしいという意見、公共施設等への太陽光発電設備の導入を推進するという内容を記載してはどうかという意見がありました。

ご意見等踏まえた協議の結果について、関係部署である環境対策グループより説明をお願いします。

(庁内委員_環境対策G)

第3期基本計画の記載内容から引き続き、太陽光や水力、温泉熱などの再生可能エネルギーの利用促進を図るといった文言の記載に加え、公共施設への太陽光発電設備の導入、各種支援制度の実施やそれらの普及啓発を図るような文言の記載を考えています。

次に、自然環境の保全について、再生可能エネルギー設備の導入により自然環境や景観に与える影響が懸念されるというご意見でしたが、同章の第2節において「適切な自然環境保全の推進」という施策があるため、ここで良好な自然環境等が保全され、地域との調和が図られるよう、ルールに則った適切な実施を促すという記載を入れることを考えています。

(事務局_企画調整G)

以上で皆さんからいただいた意見等を踏まえた協議結果の説明を終わりになりますが、ご説明しました「主要な施策の考え方」に関する部分については、繰り返しの説明となりますが、現時点での関係部署からの記載案となりますので、具体的な文案につきましては、2月以降の庁内検討委員会でさらに協議を進め、令和7年7月頃に策定しますのでよろしくお願いいたします。

また、2月以降の庁内検討委員会での協議内容につきましては、節目節目に皆さんに情報提供させていただきます。

説明は以上となります。

(副部会長)

今、事務局よりご説明がありましたが、質問等ございますでしょうか。

(委員)

太陽光発電について、ある程度の規制を設けた中で自然と調和できるような場所に設置されるのであればいいと考えますが、国立公園内にあることは非常に目立つものであると感じています。

様々な理由で設置していることは十二分にわかっていることではありますが、こういった問題について、今後、考えていただければと思います。

(事務局_企画調整 G)

第2章では、再生可能エネルギーの推進の部分となるため、設置する場所は考える必要があるにしても温暖化対策を推進しなくてはならないため、再生可能エネルギーの設置の推進に関してはこの部分の主要な施策に記載しますが、委員のおっしゃる問題に関しては、第2節の自然の保全のところ記載し、景観については第4章で記載することとなります。

(庁内委員_環境対策 G)

市民自治推進委員会都市調和部会では景観に関する議論がありました。

太陽光発電設備の設置の規制に関する条例を策定する予定であり、民間企業が再生可能エネルギーの発電事業を実施する際に、例えば、市に届出を行うことや地域住民への説明、事業を実施してはいけない区域を設ける等を入れた条例を考えています。

そのため、景観に関する部分として、再生可能エネルギーの発電設備以外にも景観

を阻害するものもあろうかと思いますが、その要素の1つに、再生可能エネルギーの発電設備を加え、それらから景観を保全するような記載内容にするかどうか庁内で議論して調整を図っていきたいと考えています。

(副部会長)

景観のお話がありましたが、例えば、木を植樹することで発電設備を隠すことで景観を守るといった対策は考えられるでしょうか。

(庁内委員_環境対策 G)

条例の策定前にガイドラインを既に策定しており、発電事業者に景観への配慮として、例えば、植樹をしていただくお願いをしています。

強制力のあるものではありませんが、景観への配慮を促すことには取り組んでいます。

(委員)

太陽光発電のパネルにも耐用年数があるため、耐用年数が過ぎたあとの問題についても意識してほしいと思っています。

(庁内委員_環境対策 G)

国においても耐用年数が過ぎた太陽光発電のパネルに対する適切な対応についてガイドラインが示されています。

ガイドラインなどに基づきながら市としても発電事業者への適切な対応を促していきたいと考えています。

(副部会長)

公共施設への太陽光発電設備の導入を進めるというお話がありましたが、具体的にはどの施設を検討しているのでしょうか。

(庁内委員_環境対策 G)

令和5年度に葬斎場への設置を実施しているほか、市民プール、新庁舎、クリンクルセンター等への導入を検討しています。

議題2 第4期基本計画の体系図について～協議テーマ：快適なまちづくり・環境教育～
--

(副部会長)

次に、議題(2)「第4期基本計画の体系図」について、本日は「快適なまちづくり・環境教育」をテーマに協議していくこととなります。それでは、事務局より本日の協議テーマに関する部分について、説明をお願いします。

(事務局_企画調整G)

事務局より、本日の協議テーマのうち、先に「快適なまちづくり」に関する部分の第2章-第1節-施策III-基本的な方向1、2、3と各基本的な方向に紐付く主要な施策について、ご説明させていただきます。

第1節「環境への負荷の少ないまちづくり」を実現させるための施策IIIについては、前回の部会においてご説明したとおり本市が策定している「第3期登別市環境基本計画」との整合性を図り、施策III「住み続けられる快適なまちづくりの推進」に変更しています。

次に、この施策を実現させるための基本的な方向についてですが、「第3期登別市環境基本計画」において、騒音・振動・悪臭・大気汚染・水質汚濁等の公害の監視・指導に努め、安全・安心な生活環境を維持するとともに、不法投棄防止、ペットの適正飼育の啓発強化を図る等、きれいで住み良いまちづくりを推進するという「基本的な考え方」を示しており、この考え方に対する基本目標を定めています。

この基本目標と整合性を図り、第4期基本計画の基本的な方向を「1 きれいで住み良いまちづくりの推進」、「2 さわやかで静かな環境の確保」、「3 水質環境の保全対策の推進」に変更しています。

次に、基本的な方向を進めるための主要な施策についてですが、基本的な方向1「きれいで住み良いまちづくりの推進」の主要な施策は、きれいで住み良いまちづくりを推進するため、不法投棄防止の強化を図ることとする「①不法投棄の防止」としてい

ます。

また、この主要な施策の考え方については、第3期基本計画に即して言えば、きれいで住み良いまちづくりを推進するため、市民・事業者・行政が一体となり、不法投棄防止の強化を図ることとしており、具体的な事業につきましては「不法投棄等防止事業」が位置づけられています。

次に、基本的な方向2「さわやかで静かな環境の確保」の主要な施策は、大気汚染や悪臭、騒音等の原因による環境悪化防止の監視に努める「①公害監視体制の整備」としてしています。

また、この主要な施策の考え方については、第3期基本計画に即して言えば、大気汚染、水質汚濁、悪臭、騒音、振動、地盤沈下等の原因による環境悪化防止のため監視に努めることとしており、具体的な事業につきましては「公害対策事業」「自動車騒音常時監視業務」が位置づけられています。

次に、基本的な方向3「水質環境の保全対策の推進」の主要な施策は、公共用水域の水質保全や持続可能な下水道事業の運営に努める「①持続可能な下水道事業の推進」、し尿投入施設の維持管理及び更新に努める「②し尿投入施設の適正な維持管理」としてしています。

また、これらの主要な施策の考え方についてですが、主要な施策「①持続可能な下水道事業の推進」の考え方について、第3期基本計画に即して言えば、汚水処理人口普及率の向上を図り、公共用水域の水質保全に取り組むほか、下水道施設の計画的な更新を行うなど、持続可能な下水道事業の安定した運営に努めることとしており、具体的な事業につきましては「公共下水道汚水整備事業」「水洗便所改造等融資あっせん及び補助金」等が位置づけられています。

次に、主要な施策「②し尿投入施設の適正な維持管理」の考え方について、第3期基本計画に即して言えば、し尿投入施設の適正な維持管理及び計画的な施設更新に努めることとしており、具体的な事業につきましては「し尿投入施設維持管理経費」「個別排水処理施設整備事業」等が位置づけられています。

これらの主要な施策につきましては、第3期基本計画においても主要な施策として位置づけられており、「登別市第3期環境基本計画」との整合性を図る過程において、

第4期基本計画から体系図の位置づけが変更になっているところです。

以上で、「快適なまちづくり」に関する体系図の説明を終わりますが、前回の部会でもご説明しましたが、体系図案に参考で記載している「第3期基本計画における主要な施策の考え方」が、第4期基本計画期間中ではどのようになっていくのか、加えるべきものがあるのではないかなど、議論していただきながら、その過程において体系図の文言を修正したほうがいいのではないかと議論をしていただければと思います。

以上となります。

(副部会長)

ありがとうございます。先に、テーマ「快適なまちづくり」に係る体系図の「政策」「施策」「施策の基本的な方向」「主要な施策」の文言について1つずつ、体系図案に記載されている「第3期基本計画における主要な施策の考え方」を参考としながら協議を進めたいと思います。

また、前回と同様に、第4期基本計画の体系図として位置づけた理由や思いなどを関係部署の職員よりお聞きして議論を進めさせていただきます。

それでは、事務局よりお示しいただいた第4期基本計画の体系図案にあります、第2章―第1節「環境への負荷の少ないまちづくり」を達成するための施策Ⅲ「住み続けられる快適なまちづくりの推進」、これを達成するための基本的な方向1「きれいで住み良いまちづくりの推進」、基本的な方向を進めるための主要な施策「①不法投棄の防止」について、第3期基本計画では「不法投棄防止の強化」として位置づけられていますが、「第3期登別市環境基本計画」と整合性を図る過程で位置づけを変更しているとのことですが、関連する部署から理由や思いについてご説明をお願いします。

(庁内委員_環境対策G)

不法投棄防止については、市として継続して実施する必要があるため、第3期基本計画から引き続き位置づけています。

文言については、事務局からご説明がありましたとおり登別市環境基本計画と整合

性を図り整理しています。

(副部会長)

ありがとうございます。今のご説明と第3期基本計画における主要な施策の考え方を踏まえてご意見等ありますでしょうか。

(副部会長)

不法投棄防止の強化という記載がありますが、具体的にどのようなことを取り組んでいるのでしょうか。

(庁内委員_環境対策 G)

啓発看板の設置や監視カメラの設置を実施しているほか、行政職員による地域毎のパトロールの実施、町内会へゴミステーション等に設置いただく啓発看板の配布を行っています。

(委員)

不法投棄防止は大事であると考えます。行政職員が常時見張っていることは難しいと思うため、こういった取組を継続する必要があると思います。

(庁内委員_環境対策 G)

行政職員のパトロール以外に、2次元コードを作成し、市民の方が不法投棄物を見つけた際に、すぐに報告いただけるような体制を整えています。

(副部会長)

不法投棄物を見つけた場合の回収はすぐに行われているのでしょうか。

(庁内委員_環境対策 G)

不法投棄については、投棄者が分かればその方に撤去していただくこととなりますが、投棄者の特定が難しいという実情があります。

また、不法投棄のあった場所の土地所有者や管理者に撤去等の対応をしていただくことを基本としています。

ただ、最終的に誰も撤去できない物や危険を及ぼす場所への不法投棄物等についてはやむを得ず市で回収し処分することもあります。

(副部会長)

不法投棄者がわかった場合の罰則等はあるのでしょうか。また、そういった事例はあるのでしょうか。

(庁内委員_環境対策 G)

罰則等がありますが、警察へ引き継ぎ、そちらでの対応になります。

また、不法投棄の数については減少傾向にあるため、引き続き、取組をすすめていきたいと考えています。

(副部会長)

次に、これまでの意見等を踏まえまして基本的な方向1「きれいで住み良いまちづくりの推進」の文言についてご意見等ありますでしょうか。

【意見等なし】

(副部会長)

次に、基本的な方向2「さわやかで静かな環境の確保」を進めるための主要な施策「①公害監視体制の整備」について、第3期基本計画でも「公害監視体制の整備」が位置づけられています。第3期登別市環境基本計画」と整合性を図る過程で位置づけを変更しているとのことですが、関連する部署から理由や思いについてご説明をお願いします。

(庁内委員_環境対策 G)

登別市環境基本計画と文言等の整合性を図らせていただいています。

実施している取組については、文言のとおり公害監視体制の整備であり、継続して生活環境の悪化を招かないように監視体制が必要であることから第3期基本計画から継続して位置づけています。

(副部会長)

ありがとうございます。今のご説明と第3期基本計画における主要な施策の考え方を踏まえてご意見等ありますでしょうか。

(副部会長)

環境悪化防止のため監視に努めるという記載がありますが、監視体制については先ほどご説明のあった不法投棄防止と同様の内容になるのでしょうか。

(庁内委員_環境対策 G)

河川の水質に問題がないか、自動車の騒音がどのくらいであるのか等を各年度毎に支点を定めて監視し、評価することで、公害による市民生活への影響が及ぼさないような取組を進めています。

(副部会長)

次に、これまでの意見等を踏まえまして基本的な方向2「さわやかで静かな環境の確保」の文言についてご意見等ありますでしょうか。

【意見等なし】

(副部会長)

次に基本的な方向3「水質環境の保全対策の推進」を進めるための主要な施策「①持続可能な下水道事業の推進」について、第3期基本計画では「持続可能な下水道事業の促進」として位置づけられていますが、「第3期登別市環境基本計画」と整合性を図る過程で位置づけを変更しているとのことですが、関連する部署から理由や思いについてご説明をお願いします。

(庁内委員_下水道 G)

体系図の文言について、第3期基本計画では「促進」という文言としていましたが、「促進」は物事が早くはかどるよう促すという意味があり、下水道事業を進めていくにあたっては一般的な「推進」が適しているものと捉え、文言を修正しています。

次に、第4期基本計画での位置づけについてですが、先ほどご説明にもありましたとおり登別市環境基本計画における基本目標等と整合性を図っています。また、下水道については、下水道法に位置づけられており、都市の健全な発達及び公衆衛生の向

上に寄与し、合わせて公共用水域の水質の保全に資することを目的とすると謳われています。

これは施策や基本的な方向に示してるとおり、水質環境の保全や快適なまちづくりに必要不可欠であると考えています。

そのため、汚水処理人口普及率や水洗化率の向上を図るとともに、260 キロ以上保有している管渠やポンプ場、処理場等の膨大な下水道施設の計画的な更新を行い、持続可能な下水道事業を推進したいと考えています。

(副部会長)

ありがとうございます。今のご説明と第3期基本計画における主要な施策の考え方を踏まえてご意見等ありますでしょうか。

(副部会長)

汚水処理人口普及率は具体的に現在ほどのくらいなののでしょうか。また、公共用水域とは何を指しているのでしょうか。

(庁内委員_下水道 G)

汚水処理人口普及率については、汲み取りを除いたものとなりますが、令和4年度で97.3%となります。

公共用水域については、河川や海等の公共的な部分の水域を指します。

(副部会長)

下水道施設の計画的な更新とは下水管等を更新するということでしょうか。

(庁内委員_下水道 G)

本市の下水道 G での資産として最も大きいのは管渠となっています。

更新時期がきたから単純に実施するというのではなく、管渠がメインでありながら処理場なども含めて計画的に更新していくものとなります。

(副部会長)

次に、主要な施策「②し尿投入施設の適正な維持管理」について、第3期基本計画

でも「し尿投入施設の適正な維持管理」が位置づけられていますが、「第3期登別市環境基本計画」と整合性を図る過程で位置づけを変更しているとのことですが、関連する部署から理由や思いについてご説明をお願いします。

(庁内委員_環境対策 G)

し尿投入施設については、平成22年までし尿処理場を運用していましたが、先ほど下水道 G よりご説明がありましたが、汚水処理人口普及率がおおよそ98%となり、し尿の量が減ってきたため、平成23年からし尿投入施設を運用しています。

し尿の量は減ってきていますが、汲み取り世帯等もいますので、施設の維持管理は引き続き、必要であると考え、第3期基本計画から継続して位置づけています。

(副部会長)

ありがとうございます。今のご説明と第3期基本計画における主要な施策の考え方を踏まえてご意見等ありますでしょうか。

(委員)

し尿投入施設は市内に何箇所あるのでしょうか。

(庁内委員_環境対策 G)

若山浄化センターに1箇所あります。

(副部会長)

次に、これまでの意見等を踏まえまして基本的な方向3「水質環境の保全対策の推進」の文言についてご意見等ありますでしょうか。

【意見等なし】

(副部会長)

次に、これまでの意見等を踏まえまして施策III「住み続けられる快適なまちづくりの推進」の文言についてご意見等ありますでしょうか。

【意見等なし】

(副部会長)

協議テーマ「快適なまちづくり」に関する部分のご意見等については、概ね出尽くしたかと思えます。続いての協議テーマ「環境教育」に関する部分について、事務局より説明をお願いします。

(事務局_企画調整 G)

引き続き事務局より、先に協議テーマ「環境教育」に関する部分について、ご説明させていただきます。

第1節「環境への負荷の少ないまちづくり」を実現させるための施策Ⅳについては、前回の部会においてご説明したとおり本市が策定している「第3期登別市環境基本計画」との整合性を図り、施策Ⅳ「環境教育の推進」を追加しています。

次に、この施策を実現させるための基本的な方向についてですが、「第3期登別市環境基本計画」において、市民一人ひとりが環境保全に対する理解を深め、高い環境意識を持つとともに、主体的に環境に配慮した生活を実践できるよう環境教育・学習の推進を図るという「基本的な考え方」を示しており、この考え方に対する基本目標を定めています。

この基本目標と整合性を図り、第4期基本計画の基本的な方向を「1 環境保全等に係る生涯学習の推進」としています。

次に、基本的な方向を進めるための主要な施策についてですが、各年齢層に応じた環境教育・学習の推進に努める等の「①環境保全の意識啓発」、グリーン購入等が定着するよう普及啓発活動を推進する「②環境に配慮した消費行動の普及啓発」、自主的な環境保全活動に取り組む団体間等の情報交換や交流を促進する等の「③環境保全団体との情報交換等の促進」としております。

なお、これらの主要な施策につきましては、第3期基本計画においては基本的な方向「環境保全意識の醸成」に位置づけられた主要な施策でしたが、第4期基本計画では「第3期登別市環境基本計画」との整合性を図る中で、新たに追加した施策Ⅳ－基

本的な方向の主要な施策として位置づけを変更しています。

次に、これらの主要な施策の考え方についてですが、主要な施策「①環境保全の意識啓発」の考え方について、第3期基本計画に即して言えば、各年齢層に応じた環境教育・学習の推進に努めるほか、子どもたちの環境に対する意識を育むため、地域や学校等における環境教育の推進に努めるとしており、具体的な事業につきましては、「総合的な環境保全の推進」が位置づけられています。

次に、主要な施策「②環境に配慮した消費行動の普及啓発」の考え方について、第3期基本計画に即して言えば、グリーン購入や環境ラベルの付いた製品の購入が定着するよう普及啓発活動を推進することとしており、具体的な事業につきましては、「環境に配慮した消費行動の推進」が位置づけられています。

次に、主要な施策「③環境保全団体との情報交換等の促進」の考え方について、第3期基本計画に即して言えば、自主的に環境保全活動に取り組む団体間等の情報交換や交流の促進及び市や環境保全団体における情報交換を促進することとしております。

以上で、「環境教育」に関する体系図の説明を終わります

(副部会長)

ありがとうございます。テーマ「環境教育」に係る体系図の文言について1つずつ協議を進めさせていただきます。

第2章―第1節「環境への負荷の少ないまちづくり」を達成するための施策IV「環境教育の推進」、これを達成するための基本的な方向1「環境保全等に係る生涯学習の推進」、基本的な方向を進めるための主要な施策「①環境保全の意識啓発」について、「第3期登別市環境基本計画」との整合性を図る過程で位置づけを変更しているとのことですが、関連する部署から理由や思いについてご説明をお願いします。

(庁内委員_環境対策G)

登別市環境基本計画と文言等の整合性を図っています。

環境教育については、例えば、小学校の児童がクリンクルセンターを見学する等の学習機会として利用いただくほか、学校へ出前授業の実施、子どもの長期休暇を活用した環境家計簿の作成等に取り組んでいますので、第3期基本計画から継続して位置づけています。

(副部会長)

ありがとうございます。今のご説明と第3期基本計画における主要な施策の考え方を踏まえてご意見等ありますでしょうか。

(副部会長)

子どもへの環境教育について具体的に説明をいただきましたが、大人に対する取り組みはありますでしょうか。

(庁内委員_環境対策 G)

地球温暖化対策にもつながりますが、地球環境に配慮した生活様式の取り組み等を実践していただくために、広報紙等での周知を図るほか、環境講演会の実施、市民の各団体からなる協議体による作品展の実施などに取り組んでいます。

(委員)

教育現場で実際に実践したことはあるのでしょうか。

(庁内委員_環境対策 G)

小学校より依頼があり、クリンクルセンターの紹介等の1時間授業を実施しています。

(副部会長)

クリンクルセンターの見学は大人でもできるのでしょうか。また、登別ときめき大学に位置づけて環境講演会等を実施したことはあるのでしょうか。

(庁内委員_環境対策 G)

クリンクルセンターの見学は可能です。

環境講演会を位置づけて登別ときめき大学で実施したことは過去にあります。

(副部会長)

次に、主要な施策「②環境に配慮した消費行動の普及啓発」について、関連する部署から理由や思いについてご説明をお願いします。

(庁内委員_環境対策 G)

リサイクルの啓発や環境ラベルのついた商品を購入いただく等の環境に配慮した消費行動を促し、定着するように広報紙等による普及啓発を継続して実施するために、第3期基本計画から継続して位置づけています。

(副部会長)

ありがとうございます。今のご説明と第3期基本計画における主要な施策の考え方を踏まえてご意見等ありますでしょうか。

(副部会長)

グリーン購入とはどういうものなのでしょうか？

(庁内委員_環境対策 G)

国で定めている環境に配慮した製品であり、具体的には、再生紙などが該当します。

(副部会長)

次に、主要な施策「③環境保全団体との情報交換等の促進」について、関連する部署から理由や思いについてご説明をお願いします。

(庁内委員_環境対策 G)

環境保全市民会議等と意見交換し、連携して環境家計簿や環境講演会の内容の充実等を連携して図っています。

今後においても情報交換等を促進し、環境の意識づけの効果がもたらされるよう、第3期基本計画から継続して位置づけています。

(副部会長)

ありがとうございます。今のご説明と第3期基本計画における主要な施策の考え方を踏まえてご意見等ありますでしょうか。

【意見等なし】

(副部会長)

次に、これまでの意見等を踏まえまして基本的な方向1「環境保全等に係る生涯学習の推進」の文言等についてご意見等ありますでしょうか。

【意見等なし】

(副部会長)

次に、これまでの意見等を踏まえまして施策IV「環境教育の推進」の文言等についてご意見等ありますでしょうか。

【意見等なし】

(副部会長)

最後に、前回の協議テーマ「温暖化・循環型社会」で協議した内容と本日のこれまでの意見等を踏まえまして第1節「環境への負荷の少ないまちづくり」の文言等についてご意見等ありますでしょうか。

【意見等なし】

本日の議題は以上となりますが、最後に委員の皆さんから何かありませんでしょうか。

(委員)

これらの目標を達成させるために、市民と民間と行政が同じ目的を持って進める必要があると思いますが、特に市民へどのように浸透させていくのかが重要であると思います。

そのために市民との意見交換等を多くすることが重要ではないかと感じています。

行政から一方的な説明等ではなく、なるべく市民と意見交換できる場づくりが必要であると思います。

(副部会長)

委員からご意見いただいたように、この場だけでなく、例えば、一般市民との会合や町内会での意見をもらうことで違う視点の意見も出てくるのではないかと思います。

(副部会長)

これで市民自治推進委員会防災・環境部会を終了いたします。

皆さん、お疲れさまでした。